資料２

**クロスボウ（ボウガン）の現状等について**

**１**

**（１）構造**

　・クロスボウ（ボウガン）は銃砲型近代洋弓と訳され、その構造は洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を

　　発射させるようになっている。

**（２）競技用ボウガンの仕様（＊日本ボウガン射撃協会ＨＰ引用）**

　・競技に使用するボウガンの弓の強さは95ポンド以内

・矢の全長は30㎝以上40㎝以内

・矢の太さは8ミリ以内（標的を著しく傷つけるポイントの使用は禁止）

・価格　約20万～40万円（競技用）

　　　【ナショナル・ルール】

　　　　　〇STDボウガン競技：射撃距離：３０ｍ（使用標的　４０㎝標的）・２０ｍ（使用標的　２５㎝標的）

　　　　　〇フィールドボウガン・ナショナル競技：射撃距離：６５ｍ・５０ｍ（使用標的　６０㎝標的）・３５ｍ（使用標的　２０㎝標的）

　　　【インターナショナル・ルール】

　　　　　〇フィールド競技：射撃距離：６５ｍ・５０ｍ（使用標的　６０㎝標的）・３５ｍ（使用標的　２０㎝標的）

**（３）クロスボウ（ボウガン）等に関する規制**

　・銃砲刀剣類所持等取締法では「銃砲」に該当しない。

**（銃砲刀剣類所持等取締法　抜粋）**

第二条　この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃をいう。

**１．クロスボウ（ボウガン）について**

**２**

**１．現状**

**（１）府で指定している青少年に有害な玩具刃物類**

現在、府が指定する有害玩具刃物類は、**玩具空気銃、バネ式銃、スリングショット、玩具手錠、モデルあいくち、圧縮ガス銃・圧縮ガス拳銃、スリングピストル、特殊警棒、バタフライナイフ、両刃ナイフ（ダガーナイフ等）**の１０種類であり、クロスボウ（ボウガン）については指定していない。（＊参考資料２－１参照）

**【これまでの指定の検討について】**

　・昭和60年2月15日に発生した東京都杉並区の「高校生のボウガン使用による強盗傷人事案」を受け、指定について検討。昭和61年3月の審議会（専門部会）において委員に意見聴取を行ったところ、クロスボウは純粋なスポーツ用具（アーチェリー等の延長線上の競技）であることや高価であること、矢の装填等に強い力を要することから青少年に広く普及しがたいとの意見を得た。

**【過去10年間のクロスボウ（ボウガン）による主な事件（報道による）】**

　・2010年2月　神奈川県横浜市　（35歳無職男性による傷害事件：被害者 男子高校生）

　・2013年3月　神奈川県川崎市　（19歳少年による殺害事件：被害者 母）

　・2015年4月　茨城県取手市　　（37歳無職男性による殺人未遂事件：被害者 男性）

　・2015年8月　愛知県武豊市　　（28歳無職男性による殺人未遂事件：被害者 男性）

　・2015年10月 福岡県行橋市　　（暴力団組員男性による殺人未遂事件：被害者 18歳少年）

　・2020年6月　兵庫県宝塚市　　（23歳男性による殺傷事件：被害者 祖母・母・弟〈殺害〉、伯母）

・2020年7月　兵庫県神戸市　 （33歳妻による殺人未遂事件：被害者 夫）

**（２）他の都道府県の指定状況** ＊（　）内指定日 （詳細については参考資料２－２参照）

クロスボウ（ボウガン）については、現在、**18県**で指定されている。

茨城県（H27.7.2）　　栃木県（S60.3.12）　　静岡県（H13.1.18） 石川県（H25.12.18）　　三重県（H8.10.1）

**滋賀県（S60.8.6）　 兵庫県（R2.6.5） 奈良県（R2.6.29）　和歌山県（R2.6.18）**　徳島県（R2．7.22）

島根県（S60.6.11）　 岡山県（R2.6.19） 広島県（H14.4.1）　 福岡県（H9.7.1）　 熊本県（S59.12.13）

大分県（H8） 宮崎県（S60.5.24）　 沖縄県（S60.5.14）

　現在、大阪府では青少年健全育成条例においてクロスボウ（ボウガン）を有害玩具刃物類に指定していないが、兵庫県宝塚市でのボウガンによる殺傷事件を受け、青少年への販売実態等を調査。

**２．現状**

**３**

**２．府内のクロスボウ（ボウガン）の販売状況及び競技実態について**

**（１）クロスボウ（ボウガン）の府内の販売状況について　【調査期間6/15～6/19】**

**・**府内のクロスボウ（ボウガン）の販売について、**ガンショップ（７店舗）、ミリタリーショップ（9店舗）、防犯グッズ・護身用品店（2店舗）、銃砲店（17店舗）、アーチェリー・弓道用品店（5店舗）**の40店舗に電話及び訪問による調査の結果、すべてで販売していないとのこと。

・一部の銃砲店において、クロスボウ（ボウガン）のカタログを置いている店舗があったが、販売実績がないとのこと。

⇒現時点では、府内でクロスボウ（ボウガン）の販売が確認できなかった。

・インターネット上での販売について、大手通販サイト等においてクロスボウ（ボウガン）が販売されているが、事業者の自主規制によりクロスボウ（ボウガン）の購入に関して、18歳未満への販売は行われていない。また、購入に際しては、身分証明できるもの（運転免許証、住民票等）の提示を求めている事業者もある。

**インターネット販売における年齢確認について（主なもの）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者 | 事業者からの回答 |
| Ａ（府外） | ・クロスボウ販売のほとんどがネット販売であり、18歳未満には販売していない。  ・年齢確認については、現在、年齢、生年月日を入力させているが、今後、身分証明書の提出を求める方向で調整中。 |
| Ｂ（府外） | ・クロスボウについては、18歳未満には販売していない。  ・クロスボウの販売については、店頭販売の場合は身分証明を提示させるが、ネット販売では身分証明を求めていない。 |
| Ｃ（府外） | ・クロスボウについては、18歳未満には販売していない。  ・インターネット販売であっても顔写真入りの身分証明書の提出を求めている。 |

**（２）クロスボウ（ボウガン）射撃競技の実態について　【調査6/17】**

・日本ボウガン射撃協会に電話による調査の結果、**ボウガン射撃の競技人口は全国で100名程度**であり、**競技者は大学生（18歳）以上のみ**としている。現在、府内に競技団体も存在せず、クロスボウ（ボウガン）射撃競技場もない。

・競技大会については、全日本選手権、東日本選手権、東海オープン等が実施されており、それ以外に世界選手権に日本から選手を派遣しているとのこと。

**参考資料**

**４**

府青少年健全育成条例における有害玩具類の指定について

**【趣旨等】**

　〇　銃や刃物のうち一定規格以上のものは、銃砲刀剣類所持等取締法によって一般に所持が禁止されている。しかし、同法に抵触しない玩具刃物類であっても一定以上の威力を有するものは、青少年が携帯し、暴行、恐喝等の際の凶器として使用する恐れがあるため、これらのものを有害な玩具刃物類として指定し、青少年の非行や犯罪を未然に防止しようとするものである。

　〇　平成20年6月に発生した秋葉原無差別殺傷事件を受け、不測の事態がいつ起こるとも限らず、青少年に与える影響を考慮して、事案の発生時に直ちに対応できる仕組みをあらかじめ制度化しておく必要があるため、平成20年12月に条例を改正し、緊急指定制度（※）を導入した。

〇　なお、第56条第１号の規定により、第17条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金となる。

　※（指定に当たって）あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、諮問をせずに指定することができる。（47条）

**（大阪府青少年健全育成条例　抜粋）**

（有害な玩具刃物類の指定）

第16条　知事は、玩具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な玩具刃物類とする。

（１）性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状の玩具刃物類

（２）専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかである玩具刃物類

３　知事は、第１項の規定による指定をしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。

４　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

（有害玩具刃物類の販売等の禁止）

第17条　玩具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第１項の規定により指定された玩具刃物類及び同条第２項に規定する玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

２　何人も、有害玩具刃物類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換しないように努めなければならない。

**【手続きについて】**



**（大阪府青少年健全育成条例　抜粋）**

（審議会への諮問等）

第47条　知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第３号、第６号及び第８号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

（６）第16条第１項の規定による指定

２　審議会は、前項の規定による諮問に応じて答申するほか、前項各号に掲げる事項に関し知事に意見を述べることができる。

３　知事は、第１項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第13条第１項の規定による指定若しくは同条第３項の規定による指定の取消し、第16条第１項の規定による指定又は第29条第１項の規定による命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

**（大阪府青少年健全育成審議会規則　抜粋）**

(部会)

第６条　審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

（２）条例第16条第１項の規定による指定に関する事項　第２部会

８　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に審議の結果を報告しなければならない。

府青少年健全育成条例における有害玩具類の指定について

**５**